

新型コロナウイルス感染拡大の影響で町税・国民健康保険税の納税が困難な方には猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町税・国民健康保険税を一時に納付できない方のための猶予制度があります。

新型コロナウイルス感染症以外の理由(災害・病気・事業の休廃止等)でも猶予制度を申請することができます。

まずは税務課徴収係(電話32-4732)にお電話にてお問合せください。

●徴収の猶予(要件) 地方税法第15条

新型コロナウイルス感染症に納税者またはその生計を一にする親族がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度があります。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

町税・国民健康保険税を一時に納付することができないときは、申請することにより、納付能力に応じた期間(原則猶予の始期から1年以内の期間)に限り猶予が認められる場合があります。

※状況に応じて、更に1年間延長できる場合があります。

● 猶予が認められると・・・

- (1) 徴収の猶予の許可が督促前の場合は、督促が禁止されます。
- (2) 新たな差押や換価(売却)などの滞納処分の執行を受けません。
- (3) 既に差押を受けている財産がある場合には、申請することにより、その差押が解除される場合があります。
- (4) 徴収の猶予が認められた期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。

● 申請による換価の猶予 地方税法第15条の6

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度があります。

その他、猶予制度の適用を受けるための詳細な手続等については、税務課徴収係までお電話にてお問合せください。

税務課 徴収係 電話番号:0983-32-4732